

知的財産権保護及び知的財産国家管理に
関する知的財産法の条項の
細則及び施行ガイドラインの政令 **105** 号

2006年10月21日施行
(2006年9月22日国会採択)

知的財産権保護及び知的財産国家管理に関する
知的財産法の条項の
細則及び施行ガイドラインの政令

政府は、

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき、
2005 年 11 月 29 日付知的財産法に基づき、
科学技術省大臣の提案を考慮し、

下記の通り制定する

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本政令は、知的財産権保護に関する知的財産法の細則、施行ガイドラインの提供、知的財産権侵害の行為、性質、及び程度の判定、損害判定、侵害処理、行政上の救済措置の要求及びその解決、知的財産に関する国境管理、知的財産鑑定、並びに知的財産国家管理について規定する。

第 2 条 適用対象

本政令は、知的財産法上の保護知的財産権を有し、又は知的財産権侵害行為を行うベトナムの組織又は個人及び外国の組織又は個人に適用する。

第 3 条 用語の説明

本政令においては、下記の用語が下記の通り解釈される。

1. 「侵害行為」とは、知的財産権侵害行為である。
2. 「侵害行為処理」とは、知的財産権侵害行為を処理することである。
3. 「侵害者」とは、知的財産権侵害行為を実施する組織又は個人である。
4. 「要素」とは、製品、方法、又はその製品もしくは方法の一部もしくは構成である。
5. 「侵害要素」とは、侵害行為から形成される要素である。
6. 「被疑行為」とは、侵害行為として嫌疑を受け、侵害行為か否かを判断するために審議される行為である。
7. 「被疑対象」とは、侵害対象として嫌疑を受け、侵害対象か否かを判断するために審議される対象である。

8. 「侵害行為処分請求書」とは、侵害行為に対する救済措置を求める要請書を指す。

第4条 知的財産権保護のための民事、行政、刑事措置の適用

侵害行為の性質及び程度により、侵害行為は、知的財産法の第5部（知的財産権保護）及び下記の規定に従い、民事、行政、又は刑事措置により処理される。

1. 民事措置は、知的財産権者、又は侵害行為により及ぼされる損害を受ける組織もしくは個人の要求に応じ、侵害行為に対する救済措置をとるために適用され、その行為が行政又は刑事措置を受けている時にも適用される。

民事措置適用の要請手続、並びに民事措置適用の権限、手順、及び手続は、民事訴訟に関する法律の規定に従うものとする。

2. 行政措置は、知的財産権者、侵害行為により及ぼされる損害を受ける組織もしくは個人、侵害行為を発見した組織もしくは個人の要求により、又は侵害行為を発見した権限のある機関の職権で、知的財産法の第211条に規定する場合のいずれかに属する侵害行為に対する救済措置をとるために適用される。

侵害行為の救済措置の形式及び程度、侵害行為に対する救済措置をとる権限及び手続並びに回復措置は、知的財産法及び著作権、著作隣接権、産業財産権、及び植物品種権に関する行政上の救済措置法令の規定に従うものとする。

3. 刑事措置は、侵害行為が刑事法の規定に規定する犯罪構成要素を有する場合に、その侵害行為に対する救済措置をとるために、適用される。

刑事措置適用の権限、手順、及び手続は、刑事訴訟に関する法律の規定に従うものとする。

第2章 侵害の行為、性質、及び程度の判定、損害判定

第1款 侵害の行為、性質、及び程度の判定論拠

第5条 侵害行為判定

被疑行為は、下記の論拠を整えた時に、知的財産法の第28条、第35条、第126条、第127条、第129条、及び第188条に規定する知的財産権侵害行為とみなされる。

1. 被疑対象が知的財産権を保護されている対象に所属する。
2. 被疑対象が侵害要素を含有する。
3. 被疑行為を実施した者が、知的財産権者ではなく、かつ知的財産法の第25条、第26条、第32条、第33条、第125条の第2項、第3項、第133条、第134条、第137条の第2項、第145条、第190条、及び第195条における法律により認可され、又は権限のある機関により認可された者でない。
4. 被疑行為がベトナムで発生する。

被疑行為がインターネットで発生し、ベトナムでの消費者又は情報使用者を対象とする場合には、ベトナムで発生するとみなされる。

第6条 保護対象判定論拠

1. 保護対象判定は、知的財産法の第6条に規定する権利の発生及び確立の基礎を証明する書類及び証拠を審議することにより、実施される。
2. 権限のある機関で登録された知的財産権の各種保護対象は、登録証明書、保護証書及びそれらの別添資料に基づき判定される。

3. 著作権、実演家の権利、録音、録画の制作者の権利、及び権限のある機関に登録されていない放送組織の放送権は、著作原本、実演の初演、録音、録画、放送番組及びその関連書類（もしあれば）に基づき判定される。

著作原本、実演の初演、録音、録画、放送番組及びその関連書類が存在しない場合には、著作権、実演者の権利、録音もしくは録画の制作者の権利、又は放送組織の放送権は、適法に発表された複製版に表示される著作者、実演者、録音、録画制作者、及び放送組織に関する情報、並びに著作権又は著作隣接権の対象に関する情報を論拠に、存在するとみなされる。

4. 商号に関する保護対象は、その商号の使用過程並びに使用分野及び地域を基礎として判定される。
5. 営業秘密に関する保護対象は、営業秘密の内容及び性質の表示、並びに当該秘密保持措置の説明及び明細に関する資料を論拠として判定される。
6. 周知商標に関する保護対象は、知的財産法の第 75 条に規定する基準に基づく商標の周知を証明する資料及び証拠を論拠として判定される。

第7条 著作権、著作隣接権の侵害要素

1. 著作権侵害要素は、下記の各形態のいずれかに属することがある。

- a) 不正に制作された複製版。
- b) 不正に制作された派生作品。
- c) 著作者の名前、サイン模倣、偽名又は著作権横領の作品。
- d) 不正に引用、複製、又は修正された作品。

- d) 著作権を保護するために付加される技術を不正に無効にする設備、製品。

本項に規定する侵害要素を含有する製品は、著作権侵害製品とみなされる。

2. 著作隣接権の侵害要素は、下記の各形態のいずれかに属することもある。

- a) 不正に制作された実演の初演。
- b) 不正に制作された実演の初演の複製、録音もしくは録画の複製、又は放送番組の複製。
- c) 不正に複製、引用、又は修正された実演、録音、録画、又は放送番組の一部もしくは全部。不正に受信、復号化、又は配信された放送番組の一部もしくは全部。
- d) 著作隣接権を保護するために付加される技術を不正に無効にする設備、製品。著作隣接権管理に関する情報について、不正に消去又は変更された実演の一部又は全部。

本項に規定する侵害要素を含有する製品は、著作隣接権の侵害製品とみなされる。

3. 著作権侵害要素の判定論拠は、作品原本の表現形式で確定された著作権保護範囲であり、派生作品の侵害要素を判定する場合に、人物、形象、人物性格、形象の表現方法、原本作品の事情に基づき判定する。

4. 著作隣接権侵害要素の判定論拠は、実演の初演、録音、録画、又は放送番組の表現形式で確定された著作隣接権保護範囲である。

5. 複製又は作品（又は実演、録音、録画、又は放送番組）が著作権又は著作隣接権の侵害要素であるか否かを判定するためには、その複製又は作品を当該作品の著作原本（又は実演の初演、録音、録画、又は放送番組）又は原本と比較する必要がある。

下記の場合に、複製作品、実演の初演、録音、録画、又は放送番組は侵害要素とみなされる。

- a) 複製が、保護されている他人の作品、実演の初演、録音、録画、又は放送番組の一部もしくは全部を複製したものである。
 - b) 作品（作品の一部）が、保護されている他人の作品、実演の初演、録音、録画、又は放送番組の一部もしくは全部である。
 - c) 作品又は作品一部が、保護されている他人の作品の人物、形象、その人物もしくは形象の性格、又は事象の表現方法を有する。
6. 本条の第 1 項の a、d、第 2 項の b、c に規定する侵害要素を有する製品は、知的財産法の第 213 条に規定する模倣品とみなされる。

第8条 発明所有権の侵害要素

- 1. 発明所有権の侵害要素は、下記の各形態に属することがある。
 - a) 製品又は製品の一部（部品）が、発明保護範囲に属する製品又は製品の一部（部品）と同一又は類似する。
 - b) 方法が、発明保護範囲に属する方法と同一又は類似する。
 - c) 製品又は製品の一部（部品）は、発明保護範囲に属する方法と同一又は類似する方法により製造される。
- 2. 発明所有権の侵害要素の判定論拠は、発明特許又は実用新案特許で判定された発明保護範囲である。

第9条 半導体集積回路配置所有権の侵害要素

- 1. 半導体集積回路配置（以下「回路配置」という。）所有権の侵害要素は、下記の各形態に属することがある。
 - a) 保護された回路配置を不正に複写することにより、製造される回路配置。
 - b) 保護された回路配置の使用によって不正に製造される半導体集積回路。
 - c) 本項の b に規定する半導体集積回路を付加した製品又は製品の一部（部品）。
- 2. 回路配置所有権の侵害要素の判定論拠は、半導体集積回路配置設計証明書で判定された回路配置の保護範囲である。

第10条 工業意匠所有権の侵害要素

- 1. 工業意匠所有権の侵害要素は、保護された工業意匠と格別の相違がない意匠を有する製品又は製品一部である。
- 2. 工業意匠所有権の侵害要素の判定論拠は、工業意匠特許で判定された工業意匠の保護範囲である。
- 3. 工業意匠所有権の侵害要素とみなされる製品又は製品一部は、下記の場合のいずれかに属する。
 - a) 被疑製品又は製品の一部が、工業意匠特許を発行された場合を含め、一体を形成するデザイン的な特徴の集合を有し、その所有者又はその許可を得た者の保護工業意匠の複写又は実質的な（実質的に相違の区別がつかないほどの）複写である。
 - b) 被疑製品又は製品の一部が、一体を形成するデザイン的な特徴の集合を有し、所有者の保護製品の組合せの中の少なくとも 1 つの製品の工業意匠の複写又は実質的な（実質的に相違の区別がつかないほどの）複写である。
- 4. 製品（又は製品の一部）の工業意匠は、その工業意匠が保護工業意匠の複写又は実質的な複写である場合にのみ、本条の第 1 項に保護工業意匠と格別の相違がないとみなされる。

第11条 商標所有権の侵害要素

1. 商標所有権の侵害要素は、商品、商品包装、サービス手段、取引資料、広告の表示もしくは手段及びその他の事業手段に付され、保護商標と同一、又は誤認するほど類似する標章である。
2. 商標所有権の侵害要素の判定論拠は、商標登録証明書又はベトナムで保護される国際登録商標証明書の中で認定された商品及びサービスに係る商標の保護範囲である。
3. 被疑標章が商標所有権の侵害要素であるか否かを判定するために、その標章を保護商標と比較すると同時に、その標章を付す商品及びサービスを保護製品又はサービスと比較する必要がある。下記の 2 つの条件を満たす場合にのみ、侵害要素を有すると判定することができる。
 - a) 被疑標章が、保護商標と同一、又は誤認するほど類似する場合。ある標章が、同じ構成かつ表示方法（色の表示を含む）を有する場合、保護商標と同一であるとみなされる。また、ある標章が、用語の構成、発音の方法、発音の翻字、綴り、意味、表示方法、及び色彩に関して、保護商標と容易に区別することができないほどに幾つかの同一又は類似の特徴を有するため、商品又はサービスを選択する際、消費者に混同を招く場合、保護商標と誤認するほど類似するとみなされる。
 - b) 実質的に同一、又は類似する被疑標章を付す商品又はサービスが、保護商標の商品又はサービスと同様の機能及び効用を有するものであり、かつ同じ流通経路を有する場合。
4. 周知商標について、下記の場合に、被疑標章が侵害要素とみなされる。
 - a) 被疑標章が、本条の第 3 項の a に規定する要件に該当する場合。
 - b) 被疑標章の商品もしくはサービスが、本条第 3 項の b に規定する要件に該当する場合、又は当該商品もしくはサービスが周知商標の商品もしくはサービスと同一でも類似でもなく、関連も有しないが、商品もしくはサービスの出所に関して消費者に混同を招く可能性があり、又は商品もしくはサービスに係る製造者もしくは販売者と周知商標の所有者との関連について誤った印象を与える場合。
5. ある商品又はサービスに、保護証書の保護範囲に属する同種の商品又はサービスの商標と同一、又は全体の構造及び表示方法において大して相違しない標章が付されている場合、知的財産法第 213 条に規定する不正商標商品とみなされる。

第12条 地理的表示所有権の侵害要素

1. 地理的表示所有権の侵害要素は、商品、商品包装、サービス手段、取引資料、看板、広告手段及びその他の経営手段に付された表示の形式で表現され、保護地理的表示と同一、又は誤認するほど類似するものである。
2. 地理的表示所有権の侵害要素の判定論拠は、地理的表示登録決定で判定される地理的表示の保護範囲である。
3. 被疑表示が保護地理的表示所有権の侵害要素であるか否かを判定するために、下記の論拠に基づき、その表示を保護地理的表示と比較し、かつ被疑表示を有する製品と保護地理的表示を有する製品とを比較する必要がある。
 - a) 被疑表示が地理的表示と同一、又は誤認するほど類似する。ただし、ある表示が、地理的表示の保護範囲に属する用語の構成、発音の方法、発音の翻字、意味、画像、又はシンボルについて保護地理的表示と同一である場合に、同一とみなされる。また、ある表示が、地理的表示の保護範囲において用語の構成、発音の方法、発音の翻字、意味、画像、又はシンボルについて、保護地理的表示と誤認するほど類似する場合に、その保護地理的表示と誤認するほど類似するとみなされる。

- b) 被疑表示を有する製品が、保護地理的表示を有する製品と同一、又は類似する。ただし、製品は、本質、機能、作用及び流通経路について同一又は類似する場合に、同一又は類似とみなされる。
 - c) ぶどう酒及び蒸留酒については、本項の a 及び b の規定以外に、保護地理的表示と同一の標章は、その翻訳又は発音の翻字の形態による表現や、保護地理的表示を保有する地域の原産でない製品に使用される言葉の一部、種類、型、形態、翻案、もしくは類似の言葉を伴う場合にも、地理的表示の侵害要素とみなされる。
4. 製品は、保護範囲に属する同種の製品の保護地理的表示と構成及び表現が同一又は実質的に異なる表示を有する場合には、知的財産法の第 213 条に規定する地理的表示の模倣商品であるとみなされる。

第13条 商号所有権の侵害要素

1. 商号所有権の侵害要素は、商品、商品包装、サービス手段、取引資料、看板、広告手段又はその他の経営手段に付された名称の形式で表現され、保護商号と同一、又は誤認するほど類似するものである。
2. 商号所有権の侵害要素の判定論拠は、経営主体、経営業者、経営活動及び商号を付した製品又はサービスを特定し、その商号の適法な使用を証明する証拠に基づき判定される商号の保護範囲である。
3. 被疑名称が保護商号所有権の侵害要素であるか否かを判定するために、下記の論拠に基づき、その名称を保護商号と比較し、被疑名称の付された商品又はサービスと保護商号を付された製品又はサービスとを比較する必要がある。
 - a) 被疑名称が保護商号と同一、又は誤認するほど類似する場合。ただし、その名称が、用語の構成、発音の方法、発音の翻字について、保護商号と同一である場合、保護商号と同一であるとみなされる。また、その名称が、語の構成、発音の方法、発音の翻字について類似し、経営主体、経営業者、又は経営活動に関して消費者に誤解を与える場合、その保護商号と類似するとみなされる。
 - b) 被疑名称を有する商品又はサービスは、本質、機能、作用及び流通経路について同一又は類似する場合に、保護商号を有する商品又はサービスと同一又は類似するとみなされる。

第14条 植物品種所有権の侵害要素

1. 植物品種所有権の侵害要素は、下記の各形態のいずれかに属することがある。
 - a) 保護植物品種の完成品種又は増殖素材を使用し、保護証書の所有者の許可なしに、知的財産法の第 186 条の第 1 項に規定する各行為を実施する。
 - b) 知的財産法の第 187 条の第 1 項又は第 2 項に規定する植物品種の完成品種又は増殖素材を使用する。
 - c) 知的財産法の第 187 条の第 3 項に規定する植物品種の栽培工程。
 - d) 保護植物品種と同種、又はほぼ同種の植物品種の名称を使用し、その名称が上記の保護植物品種の名称と同一、又は誤認するほど類似する。
- d) 本項の a、b の規定は、保護証書所有者がその同種の増殖素材の所有権を実施する合理的な条件を有しない場合に、収穫素材にも適用される。
2. 植物品種所有権の侵害要素の判定論拠は、下記の通りである。
 - a) 植物品種の保護機関により認証された植物品種明細書
 - b) 植物品種の保護証書

第15条 侵害性質及び程度の判定論拠

1. 知的財産法の第 199 条の第 1 項に規定する侵害の性質は、下記の論拠に基づき判定される。
 - a) 侵害の事情及び動機：意図的でない侵害、故意侵害、強迫又は隷属による侵害、初回侵害、再犯。
 - b) 侵害行為の実行態様：個別侵害、組織侵害、侵害行為の自己実施、買収、詐欺、侵害行為の強制。
2. 知的財産法の第 199 条の第 1 項に規定する侵害の程度は、下記の論拠に基づき判定される。
 - a) 侵害行為実施の地理的範囲、時間、数量、及び規模
 - b) 侵害行為の影響及び結果

第 2 款 損害判定

第16条 侵害判定原則

1. 知的財産法の第 204 条に規定する知的財産権侵害による損害は、侵害行為により知的財産権者が直接的に被った物的・精神的な実際の損失である。
2. 下記の論拠が全て存在する場合に、損失があったものとみなされる。
 - a) 物的又は精神的な損失が実際に存在し、被害者に属する。
 - b) 被害者は、本項の a に規定する利益を獲得する能力がある。
 - c) 侵害行為が発生しない時の利益獲得能力と比べ、侵害行為が発生した後の被害者の利益が低下又は喪失すると共に、侵害行為がその利益の低下又は喪失の直接的な原因である。
3. 損害程度は、知的財産権対象に対する所有権侵害要素に従って判定される。

損害程度の判定は、鑑定依頼結果及び損害申告書を含め、各当事者により提供される証拠に基づき判定される。ただし、その証拠は、損害程度の判定及び計算の根拠を明確にしなければならない。

第17条 資産の損失

1. 資産の損失は、保護知的財産権対象の金額換算可能な価値的低下又は喪失の程度に基づき判定される。
2. 本条の第 1 項に規定する知的財産権対象の金額換算可能価値は、下記の論拠のいずれかに基づき判定される。
 - a) 知的財産権対象の所有権譲渡価格又は使用権譲渡価格。
 - b) 知的財産権の形態で計上される資本の価値。
 - c) 企業の総資産に対する知的財産権の価値の割合。
 - d) マーケティング、研究、広告、労働、税金及びその他の費用を含む知的財産権対象の創出及び開発のための投資の価値。

第18条 収入、利潤の低下

1. 知的財産法の第 204 条の第 1 項の a に規定する収入、利潤は、下記のものを含む。
 - a) 知的財産権対象を直接的に使用及び利用することにより獲得する収入、利潤。
 - b) 知的財産権対象を賃貸することにより獲得する収入、利潤。

- c) 知的財産権対象の使用権を譲渡することにより獲得する収入、利潤。
- 2. 収入、利潤低下の程度は、下記の論拠のいずれかに基づき判定される。
 - a) 本条の第 1 項に規定する収入の種類別ごとに、侵害行為が発生する前と発生した後の実際の収入、利潤を直接的に比較する。
 - b) 侵害行為が発生する前と発生した後の製品、商品、又はサービスの生産量及び数量の消費又は供給を比較する。
 - c) 侵害行為が発生する前と発生した後の製品、商品、又はサービスの実際販売価格を比較する。

第19条 事業機会の損失

- 1. 知的財産法の第 204 条の第 1 項の a に規定する事業機会は、下記のものを含む。
 - a) 事業において、知的財産権対象を実際的に使用し、利用する能力。
 - b) 知的財産権対象を他人に実際に貸与する能力。
 - c) 知的財産権対象の使用権を他人に実際に譲渡し、又は知的財産権対象を他人に実際に譲渡する能力。
 - d) 侵害行為に直接起因する経営機会の喪失
- 2. 事業機会の損失は、被害者が本条の第 1 項のいずれかの場合において達成できたはずであったにもかかわらず、侵害行為が発生したために獲得できない収入の金額換算可能価値の損害である。

第20条 損害の差止め及び回復のための合理的費用

知的財産法の第 204 条の第 1 項の a に規定する損害の差止め及び回復のための合理的費用は、侵害商品の一時的留置、保管、倉庫保存、及び倉庫以外の保存のための費用、暫時緊急措置の実施費用、鑑定業務の適正な費用、侵害行為の防止及び回復費用、並びに侵害行為に関するマスコミでの公告及び訂正の費用を含む。

第 3 章 侵害処分の要求及びその解決

第21条 自己保護権の実施

- 1. 組織又は個人は、知的財産法の第 198 条及び本条の細則に基づき、自己保護権を実施する。
- 2. 知的財産法の第 198 条の第 1 項の a に規定する技術的措置は、下記のものを含む。
 - a) 知的財産権の成立根拠、保護証書、所有者、保護範囲、及び期間、並びに製品、サービス手段、作品の原本及び複製、実演の初演、録音、録画、又は放送番組（以下、本条では総称して「製品」という）における知的財産権に関する情報を提供し、その製品が保護中の知的財産権対象であることを周知し、他人による侵害禁止を警告する。
 - b) 保護製品の印付け、認知、区別、及び保護のための技術的手段又は措置を講じる。
- 3. 知的財産法の第 198 条の第 1 項の b に規定する侵害行為中止の要求は、侵害者に書面で通知することにより、知的財産権者により行われる。通知書には、知的財産権の成立根拠、保護証書、所有者、保護範囲、及び期間に関する情報を明記し、侵害者が侵害行為を中止するための合理的な期間を設定する。

4. 知的財産法の第 198 条の第 1 項の c に規定する権限のある国家機関への侵害行為処分要求は、本政令の第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条及び第 27 条の規定に従い実施される。

第22条 侵害行為の処分請求書

1. 侵害行為の処分請求書は、下記の主要内容を有する。
 - a) 請求書の作成日付
 - b) 侵害行為の処分請求者の名前及び住所；請求が代表により行われる場合は、当該代表者の氏名。
 - c) 請求書の受理機関の名称。
 - d) 侵害者の住所及び氏名；侵害の疑いがある輸出入商品に対する通関手続中止要求の場合は、侵害容疑者の住所及び氏名。
 - d) 関連権利及び利益を有する組織又は個人の住所及び氏名（もしあれば）。
 - e) 目撃者の住所及び氏名（もしあれば）。
 - g) 侵害された知的財産権の概要情報：所有権の種類、所有権の発生根拠、及び所有権対象の概要。
 - h) 侵害行為の概要情報：侵害発生日、場所、侵害製品、侵害行為の概要記述及びその他の関連情報（もしあれば）。

侵害の疑いがある輸出入商品に対する通関手続中止要求の場合は、輸出入の方式、輸出国、包装方式、適法な輸出・輸入業者、適法な輸出入商品と侵害商品とを区別する特徴に関する情報を、防止措置及び制裁措置を適用する必要がある場合は、処罰に対する危険負担に関する情報及びその他の情報（もしあれば）を追加する。

 - i) 適用すべき侵害行為の処分の方法。
 - k) 請求書の添付資料及び証拠のリスト。
 - l) 請求者の署名及び押印（要求された場合）。
2. 侵害行為の処分請求書には、その請求を証明するための書類及び証拠を添付しなければならない。

第23条 侵害行為の処分請求書の添付資料、証拠、及び証拠物件

1. 侵害行為の処分請求者は、自らの要求を証明するために、下記の書類、証拠、及び証拠物件を侵害行為の処分請求書に添付しなければならない。
 - a) 請求者が知的財産権の所有者、譲受人、又は継承者である場合は、権利者であることを証明する証拠。
 - b) 侵害行為が発生したことを証明する証拠、輸出入商品が侵害の疑いのあることを証明する証拠（侵害の疑いがある輸出入商品に対する通関手続中止要求の場合）。
 - c) 侵害者が侵害行為を中止するための合理的な期間を設定した知的財産権者から侵害者への通知書。知的財産法の第 211 条の第 1 項の b に規定する侵害行為の処分請求書を提出する場合には、侵害者が侵害行為を中止しないことを証明する証拠。
 - d) 知的財産法の第 211 条の第 1 項の a に規定する侵害行為の処分請求書を提出する場合には、人の健康、飼育動物、又は環境に損害を与える食糧、食品、疾病予防及び治療薬、家畜飼料、肥料、動物・家畜治療薬、植物品種、並びに飼育動物を含め、侵害製品によって消費者及び社会に与えられた損害を証明する証拠。

- d) 知的財産の模倣商品に関する証拠及び証拠物件、又は知的財産に関する模倣品の生産及び取引に主として使用される製品、製品部分、シール、ラベル、マーク、包装、原料、材料、及び生産手段に関する証拠及び証拠物件。知的財産法の第 211 条の第 1 項の c 又は d に規定する侵害行為の処分請求書を提出する場合には、知的財産に関する模倣品を生産及び取引するために、製品、製品部分、シール、ラベル、マーク、包装、原料、材料、及び生産手段を依頼、発注、生産、又は販売する行為を証明する書類。
 - e) 防止措置及び制裁措置の要求を証明する証拠（防止措置及び制裁措置を同時に適用する場合）。
2. 侵害行為の処分請求が委任代理を通じて行われる場合には、委任状、公証役場によって認証された代理委任契約書、又は地方自治体の証明書を添付しなければならない。法律上の代理人を通じて請求する場合には、法律上の代理人の資格を証明する書類を添付しなければならない。

第24条 所有権者の証明証拠

知的財産法の第 203 条の第 2 項に規定され、本項に詳細に規定される証拠は、所有権者の資格を証明する証拠であるとみなされる。

1. 登録された発明、工業意匠、回路配置、商標、地理的表示、植物品種、著作権、実演者の権利、録音もしくは録画の制作者の権利、又は放送組織の権利について、所有権者の資格を証明する証拠は、下記のいずれかである。
 - a) 発明、工業意匠、回路配置、商標、もしくは地理的表示の保護証書の原本、植物品種保護証書の原本、著作権登録証明書もしくは著作隣接権登録証明書の原本、又は公証役場によって認証されたそれらの謄本、又は上記の保護証書を発行した機関により認証されたそれらの謄本。
 - b) 産業財産に関する国家登録簿の引用、著作権もしくは著作隣接権に関する国家登録簿の引用、又は植物品種に関する国家登録簿の引用であって、それらを登録する権限を有する機関により発行されたもの。
2. 国際登録の商標に関する所有権者の資格を証明する証拠は、産業財産の国家管理機関により発行されたベトナムで保護される国際登録商標証明書の原本、産業財産の国家管理機関により認証された世界知的所有権機関の国際商標公報の謄本、又は公証役場によって認証され、もしくは産業財産の国家管理機関により認証されたベトナムで保護される国際登録商標証明書もしくは産業財産公報の謄本である。
3. その他の知的財産権対象に関する所有権者の資格を証明する証拠は、知的財産法の第 6 条の第 1 項、第 2 項、第 3 項の b、c に規定する当該所有権の発生・確立の基礎に関する書類、証拠物件、又は情報であり、下記の通り具体的に規定される。
 - a) 登録しない著作権、実演者の権利、録音、録画の制作者の権利、又は放送組織の権利の場合：作品、実演の初演、録音、録画、放送番組、暗号化されたプログラムの衛星信号の原本又は謄本及び上記の対象の創出、公布、普及を証明する添付資料、その他の添付証拠及び書類（もしあれば）である。
 - b) 営業秘密の場合：営業秘密の内容、保存方式、保護方法、及び入手手段についての明細書。
 - c) 商号の場合：商号の内容、使用形式、及び使用過程の明細書。
 - d) 周知商標の場合：知的財産法の第 75 条に規定する周知商標の評価基準を証明する書類及び周知商標になるための使用過程の説明書。
4. 侵害行為の処分請求者は、知的財産権対象の所有権もしくは知的財産権対象の使用権の譲受人、知的財産権対象の継承者、又は後継者である場合には、本条の第 1 条、第 2 項、及び第 3 項に規定する書類以外に、知的財産権対象の所有権譲渡契約書又は知的財産権

対象の使用契約書の原本又は適法な謄本を提出しなければならない。権利譲渡が、保護証書、知的財産権対象の所有権譲渡契約の登録証明書、又は知的財産権対象の使用契約の登録証明書に記述されている場合には、それらの書類は、所有権者の資格を証明する証拠であるとみなされる。

第25条 侵害の証明証拠

1. 下記の各書類及び証拠物件は、侵害の証明証拠であるとみなされる。
 - a) 保護対象を表示する記述、見本、又は証拠物件の関連資料の原本又は適法な謄本。
 - b) 被疑製品の関連見本、証拠物件、製品の撮影、又は録画版。
 - c) 被疑製品と保護対象との比較及び説明書。
 - d) 侵害証明のための議事録、供述、及びその他の書類。
2. 本条の第 1 項に規定する書類及び証拠物件は、表で作成され、侵害行為の処分請求者の署名により認証されなければならない。

第26条 侵害行為の処分請求者の責任

1. 侵害行為の処分請求者は、自らが提供した情報、資料、及び証拠の確実性を確保し、その責任を負わなければならない。
2. 不健全な目的で、侵害行為の処分請求権を悪用し、その他の組織又は個人に損害を与えた侵害行為の処分請求者は、損害を賠償しなければならない。

第27条 侵害行為の処分請求書の提出及びその解決

1. 侵害行為の処分請求書は、知的財産法の第 200 条に規定する侵害行為の処分権限を有する機関（以下「侵害行為処分機関」という）に提出される。
2. 侵害行為の処分請求書を受けた機関は、侵害行為の処分請求が他の機関の解決権限に属することを発見した場合には、解決権限のある機関に請求書を提出するように請求者を指導し、又は受領日から 10 日間以内に、権限のある機関に送付する。
3. 侵害行為の処分請求書に必要な書類、証拠、又は証拠物件が十分に揃えられていない場合には、侵害行為処分機関は、提出者に書類及び証拠の追加提出を要請し、追加提出の期間を設定する。ただし、追加提出期間は、30 日間を超えてはならない。
4. 下記の場合において、侵害行為処分機関は、侵害行為の処分請求を拒絶し、拒絶理由を明確にする。
 - a) 本条の第 3 項に規定する設定期間が満了するにもかかわらず、侵害行為の処分請求者が関連資料、証拠、及び証拠物件の追加提出に関する侵害行為処分機関の要求に応えない場合。
 - b) 法律に規定する侵害行為の処分時効が満了する場合。
 - c) 侵害行為処分機関又は公安機関の判定結果により、侵害行為の処分請求書に記述する侵害行為が示されない場合。
 - d) 侵害行為を処分するために必要な根拠が不足していることを示す権限のある機関による文書がある場合。
5. 知的財産権の所有者、保護可能性、又は保護範囲に関する紛争又は審判請求が発生した場合には、侵害行為の処分請求書を受けた機関は、紛争発生時から 10 日間以内に、提出者が権限のある機関で紛争又は審判請求の解決手続を行うように指導する。

第 4 章 行政措置による侵害行為処分

第28条 侵害商品価値の判定

1. 侵害商品は、下記の通りである。
 - a) 知的財産法の第 214 条の第 4 項に規定する模倣商品は、侵害要素を含む製品の構成部分（部品又は細部）であって、独立した製品として流通できるものをいう（以下「侵害商品」という）。
 - b) 本項の a に従い、侵害要素を独立した製品として分離できない場合には、侵害商品は侵害要素を含む製品全体である。
2. 知的財産法の第 214 条の第 4 項に規定する侵害商品価値は、侵害行為処分機関により、侵害行為発生時点で、下記の優先順序に基づき判定される。
 - a) 侵害商品の相場価格
 - b) 侵害商品の実販売価格
 - c) 侵害商品のコスト(発売されない場合)
 - d) 同様の技術水準及び品質を有する相当商品の市場価格
3. 侵害商品価値は、本条の第 1 項の a に規定する侵害製品の構成部分（部品、細部）、又は本条の第 1 項の b に規定する侵害商品全体の価値で計算される。
4. 本条の第 2 項に規定する論拠の適用が不適切であり、又は侵害行為処分機関と同級の財政機関が侵害商品価値の判定について合意に達しない場合、価値判定は、侵害商品価値の判定審議会により行われる。

侵害商品価値の判定審議会の設立、構成員、及び業務規則は、法律の規定に従い行われる。

第29条 侵害商品の処分

1. 知的財産に関する模倣商品、及びその商品の生産又は事業に主として使用される原料、材料、及び生産手段については、侵害行為処分機関は下記の措置のいずれかを適用することができる。
 - a) 本政令の第 30 条に規定する非商業目的の配給又は使用のための没収。
 - b) 本政令の第 31 条に規定する廃棄。
 - c) ベトナム領土を通過する商品が商標の模倣商品である場合には、商品の所有者、運送業者、又は保管業者に対する侵害要素の除去及び当該商品のベトナム領土からの追放の強制。輸入された商品が商標の模倣商品、又はその商標模倣商品の生産もしくは事業に主として使用される原料、材料、及び生産手段である場合には、商品の所有者、運送業者、又は保管業者に対する当該輸入商品の再輸出の強制。侵害要素を除去できない場合には、本条の第 4 項に規定する適切な措置を適用する。

地理的表示の模倣輸入商品、又は地理的表示の模倣商品もしくは不正に模倣された商品の生産もしくは事業に主として使用されるために輸入された原料、材料、及び生産手段の場合、侵害行為処分機関は、侵害要素を除去させる措置を講じ、本条の第 4 項に規定する適切な措置を適用する。

2. 知的財産の模倣商品ではない侵害商品、又はその商品の生産もしくは事業に主として使用される原料、材料、及び生産手段が侵害商品である場合、侵害行為処分機関は、商品所有者、運送業者、又は保管業者に商品の侵害要素を除去させる措置を講じ、本条の第 4 項に規定する適切な措置を適用する。

知的財産の模倣商品ではない輸入された侵害商品、又はその商品の生産もしくは事業に主として使用される原料、材料、及び生産手段が侵害商品である場合、侵害行為処分機関は、本条の第1項のcに規定する適切な措置を適用する。

3. 知的財産の模倣商品又は侵害商品の製造又は商業的利用を唯一の機能とし、又はその目的のためだけに実際に使用される原料、材料、及び生産手段は、知的財産の模倣商品又は侵害商品の生産もしくは事業に主として使用される原料、材料、及び生産手段であるとみなされる。
4. 侵害行為処分機関は、具体的な事例に基づき、本条の第1項のa、bに規定する措置を適用し、又は必要に応じて、適切であると認める場合には、その他の措置を適用する。侵害行為処分の決定の過程において、侵害行為処分機関は、侵害行為処分に関する各当事者の要請を考慮することができる。

第30条 非商業目的の強制的配給又は使用

1. 知的財産の模倣商品又は侵害商品に対する非商業目的の強制的配給又は使用は、下記の条件に該当しなければならない。
 - a) 商品が使用価値を有する。
 - b) 侵害要素が商品から除去された。
 - c) 配給又は使用が営利を目的とせず、知的財産権者の通常の権利行使に不当に影響を及ぼさない。特に、人道、慈善、及び社会福祉の目的が優先される。
 - d) 商品の配給を受け、又は使用のために配布される者が、知的財産権者の潜在的な顧客でない。
2. 本条の第1項の規定は、知的財産の模倣商品又は侵害商品の生産及び事業に主として使用される原料、材料、及び生産手段にも適用される。

第31条 強制的廃棄

知的財産の模倣商品、侵害商品、及びその商品の生産もしくは事業に主として使用される原料、材料、又は生産手段に対する強制的廃棄の措置は、本政令の第30条に規定する非商業目的の強制的配給又は使用の条件を十分に満たしていない場合に適用される。

第32条 没収

知的財産の模倣商品、及びその商品の生産及び事業に主として使用される原料、材料、及び生産手段の没収措置は、下記の場合に適用される。

1. 証拠の隠滅、散逸、もしくは現状の変更から免れるため、又は後の侵害行為の発生可能性を差し止めるために緊急である場合。
2. 侵害行為の組織又は個人が、商品から侵害要素を除去する条件もしくは能力がなく、商品からの侵害要素除去の要求を意図的に実施せず、又は侵害行為処分権限のある機関の規定に従う措置を実施しない場合。
3. 商品について、原産地又は所有者を判定できないが、知的財産の模倣商品の判定論拠を十分に有する場合。

第33条 その他の行政措置、処分権限、及び手続

行政上の救済措置及び回復措置の各形式、侵害行為の処分権限及び手続は、著作権、著作隣接権、産業財産権、及び植物品種の所有権の分野における行政上の救済措置に関する法律の規定を遵守する。

第5章 知的財産権に関する輸出入商品の国境管理

第34条 知的財産権に関する国境管理の請求権

知的財産権者は、直接又は代理人を通じて、知的財産権侵害のおそれのある輸出入商品の検査又は監視を請求し、又は知的財産権侵害の疑いのある輸出入商品の通関手続中止を請求することができる。

第35条 請求書受理権限のある税関機関

1. 税関支局は、所管の税関関門で、検査、監視、又は通関手続中止の措置を適用する請求書を受理する権限を有する。
2. 中央省・都市の税関局は、所管の税関関門で、検査、監査、又は通関手続中止の措置を適用する請求書を受理する権限を有する。
3. 税関総局は、中央省・都市の税関局の2つ以上の所管に属する税関関門で、検査、監査、又は通関手続中止の措置を適用する請求書を受理する権限を有する。
4. 知的財産権者は、本条の第2項及び第3項に規定する場合には、税関支局又は税関局のいずれかに請求書を提出することができる。

第36条 請求書処理手続

1. 税関機関は、提出者が知的財産法の第217条の第1項のa、b、c及び第2項に規定する義務を実施した場合、輸出入商品検査又は監視の請求書の受領日から30日間以内に、又は通関手続中止の請求書の受領時から営業24時間以内に、請求書を熟慮し、受理の通知書を発行する。請求書の受理を拒絶する場合には、税関機関は、提出者に書面で回答し、拒絶理由を明記する。
2. 税関総局は、請求書を受理した場合には、関連税関局に請求書を送付し、実施させる。
税関局は、請求書を受理した場合には、関連税関支局に請求書を送付し、実施させる。
税関支局は、侵害の疑いのある商品を発見するために検査及び監視を行い、又は通関手続中止請求書及び税関総局又は税関局の指導の下に通関手続中止決定を下す責任を負う。

第37条 侵害の疑いのある商品の処分

1. 税関機関は、侵害の疑いのある商品を発見した場合には、知的財産権者の要求に対応し、又は行政上の救済措置を執る権限を行使するために、その商品に対する通関手続中止の決定を下し、その通関手続中止について、知的財産権者及び商品所有者に通知する。その通知書には、各当事者の名前、住所、電話番号、ファックス番号、通関手続中止の理由及び期間を明記する。
2. 税関機関は、下記の場合に、知的財産法の第218条の第3項の規定に従い、通関手続が中止された商品に対し、通関手続を継続する。
 - a) 通関手続中止の決定が、審判請求、告訴の解決の決定により中止又は撤回されたとき。
 - b) 請求者が、通関手続中止請求書を取り下げたとき。

第38条 知的財産に関する輸出入商品の国境管理手続

知的財産に関する輸出入の国境管理手続は、本政令の規定及び税関に関する法律の規定を遵守する。

第6章 知的財産鑑定

第39条 知的財産鑑定の内容及び分野

1. 知的財産鑑定は、下記の内容を含む。
 - a) 知的財産権対象の権利状況、保護可能性、及び知的財産権の保護範囲の判定。
 - b) 損害程度計算のための証拠の判定。
 - c) 知的財産権侵害要素、侵害製品・サービス、保護知的財産権対象、侵害対象の価値判定のための要素の判定。
 - d) 知的財産権者の資格、侵害行為、もしくは侵害商品の証明能力、又は紛争もしくは侵害で使用された資料及び証拠を覆す証明能力の判定。
 - d) 明確化を要するその他の事情。
2. 知的財産鑑定は、下記の分野を含む。
 - a) 著作権及び著作隣接権の鑑定。
 - b) 産業財産権の鑑定。
 - c) 植物品種の権利の鑑定。

第40条 知的財産鑑定依頼の権限及び知的財産鑑定の請求権

1. 知的財産鑑定依頼の権限のある機関は、知的財産法の第 200 条に規定する紛争解決、侵害行為処分、審判請求解決、及び知的財産の告訴の権限のある機関を含む。
2. 知的財産鑑定の請求権を有する組織及び個人は、下記のものを含む。
 - a) 知的財産権者。
 - b) 侵害行為処分を請求され、又は知的財産に関する審判請求もしくは告訴を受けた組織及び個人。
 - c) 知的財産に関する紛争、侵害、審判請求、又は告訴に関する権利及び利益を有するその他の組織及び個人。
3. 本条の第 2 項に規定する鑑定請求権を有する組織及び個人は、知的財産鑑定組織又は知的財産鑑定者に自ら鑑定実施を請求し、又はその他の組織もしくは個人に委任し、請求させる権利を有する。

第41条 知的財産鑑定依頼者及び知的財産鑑定請求者の権利及び義務

1. 知的財産鑑定の依頼者又は請求者は、下記の権利を有する。
 - a) 請求内容及び期限に基づき、鑑定結論の回答を鑑定組織又は鑑定者に要請する。
 - b) 鑑定組織又は鑑定者に鑑定結論の説明を要請する。
 - c) 本政令の第 50 条に規定する追加鑑定又は再鑑定を要請する。
 - d) 鑑定を要請した場合に、鑑定料金を交渉する。
2. 鑑定依頼者又は請求者は、下記の義務を有する。
 - a) 鑑定組織又は鑑定者の要請に応じて、鑑定対象に関する確実かつ十分な資料、証拠、及び情報を提供する。
 - b) 鑑定依頼又は請求の内容に関する諸問題を明瞭かつ具体的に説明する。
 - c) 交渉した鑑定料金を支払う。鑑定組織又は鑑定者が要請した時に、鑑定料金を前払いする。
 - d) 鑑定組織又は鑑定者が要請した時に、鑑定対象の返還を受ける。

第42条 知的財産鑑定組織

1. 知的財産鑑定組織は、知的財産に関する鑑定を実施するための条件に該当する組織である。
2. 鑑定組織の設立条件
 - a) 知的財産鑑定者資格認定証を有する 2 名以上の構成員を有する。
 - b) 関連法律に規定するその他の条件に該当する。
3. 鑑定組織の知的財産鑑定実施の条件
 - a) 本条の第 2 項の a に規定する十分な条件を有する。
 - b) 科学技術事業登録証明書、並びに現行法律上の事業登録及び鑑定開業の許可証を有する。
 - c) 鑑定組織は、その事業及び鑑定業務を登録した分野だけで鑑定業務を行うことができる。

第43条 知的財産鑑定組織の権利及び義務

1. 鑑定事業において、知的財産鑑定組織は、本政令の第 44 条の第 4 項に規定する権利及び義務を有し、鑑定者が自らの権利及び義務を履行するための必要条件を確保する責任を負い、その組織の名称において鑑定を行った場合に、鑑定結論に関する法的な責任を負う。
2. 知的財産鑑定組織は、下記の事業に参加する責任を負う。
 - a) 知的財産鑑定に関する科学研究を行う。
 - b) 鑑定者の育成及び知的財産鑑定業務に関する専門技術の研修を行う。

第44条 知的財産鑑定者

1. 鑑定者は、鑑定を要する内容に関して、評価及び結論を導くための知識及び専門的技術を十分に有する者であり、権限のある国家機関により、本条の第 5 項の規定に従い認定された者である。

知的財産鑑定者は、独立して、又は知的財産鑑定組織の中で事業を行うことを認められる。

2. 科学技術省、文化情報省、及び農業農村開発省は、知的財産の国家管理の担当分野で、教育訓練省及び司法省と協調し、当該所管の鑑定分野別の専門的業務訓練プログラムを具体的に規定する。
3. 下記の条件を十分に満たす者は、知的財産鑑定者として認められ、鑑定者資格認定証の発行を受ける。
 - a) 鑑定事業の分野における学士号を有する。
 - b) 良好な品行、道徳を有する。
 - c) 十分な民事行為能力を有する。
 - d) 産業財産権、著作権、著作隣接権、及び植物品種の権利に関する各分野の鑑定を実施するために必要な知的財産法の知識、科学技術能力、専門知識及び経験を評価するための専門的能力試験に合格する。

科学技術省、文化情報省、及び農業農村開発省は、当該所管の担当分野に関する試験内容を規定し、試験のガイドラインを提供し、試験を実施し、知的財産鑑定者としての業務試験合格証明書を発行する。

4. 知的財産鑑定者は、下記の権利及び義務を有する。

- a) 依頼又は請求に応じて鑑定する。鑑定依頼又は請求の内容及び鑑定期間に従い、鑑定を行う。鑑定を行うために追加の期間を要する場合には、鑑定依頼者又は請求者に適時に通知しなければならない。
 - b) 鑑定結論を下すための鑑定対象又は資料が不十分又は関連性がない場合、鑑定者が鑑定対象又は鑑定が請求された事件に関して権利又は利益を有する場合、又は鑑定結論の客観性に影響を及ぼすその他の経緯が存在すると同時に、鑑定を要する事案への関連各当事者のいずれかの権利保護を行う代表者でもある場合には、鑑定を拒絶する。
 - c) 鑑定対象に関する資料、証拠物件、及び情報の提供を機関、組織に要請する。
 - d) 鑑定を行うのに必要かつ適切な方法を選定する。実験結果又は専門家の結論もしくは意見を鑑定に使用する。
 - d) 鑑定書類を作成し、鑑定依頼機関の召集に応じて出席する。求められたときは、鑑定結論について説明する。
 - e) 鑑定事案に関する証拠物件及び資料を保管する。鑑定結果、鑑定情報、及び資料の秘密を保持する。
 - g) 鑑定結論を独立して下し、自らの鑑定結論に責任を負う。
 - h) 虚偽の鑑定結論を意図的に下し、関連する個人及び組織に損害を与えた場合には、損害を賠償する。
 - i) 鑑定手順及び手続に関する規定を遵守し、法律規定上のその他の権利及び義務を履行する。
5. 文化情報省、科学技術省、及び農業農村開発省は、著作権、著作隣接権、産業財産権、及び植物品種の権利の各分野において、知的財産鑑定者資格認定証の認証、発行、及び取消の手続を規定し、知的財産鑑定者名簿を公表する。

第45条 鑑定依頼

- 1. 鑑定依頼は、文書で作成されなければならない。
- 2. 鑑定依頼文書は、下記の主要な内容を有しなければならない。
 - a) 鑑定依頼機関の名称及び住所、鑑定依頼者の氏名及び職務。
 - b) 鑑定組織又は鑑定者の名前及び住所。
 - c) 鑑定対象及び内容。
 - d) 関連の証拠、資料、及び証拠物件。
 - d) 鑑定結論通知の期限。

第46条 鑑定請求

- 1. 鑑定請求については、鑑定請求者と鑑定組織又は鑑定者との鑑定業務契約が作成されなければならない。
- 2. 鑑定業務契約は、下記の内容を有しなければならない。
 - a) 鑑定請求を行う組織又は個人の名前及び住所。
 - b) 鑑定組織又は鑑定者の名前及び住所。
 - c) 鑑定を要する内容。
 - d) 関連の証拠、資料、及び証拠物件。
 - d) 鑑定結論通知の期限。
 - e) 各当事者の権利及び義務。

- f) 契約違反の責任。

第47条 知的財産鑑定対象の引渡し、受領、及び返却

鑑定依頼又は請求は、鑑定対象を伴った場合には、鑑定対象の引渡し、受領、及び返却について、書面による記録を作成しなければならない。当該記録には、下記の主な内容を含めなければならない。

1. 鑑定対象の引渡し、受領、及び返却の時間並びに場所。
2. 鑑定対象の引渡し側、受領側、又はその代表者の名前及び住所。
3. 鑑定対象の名前、関連の資料、又は物件。
4. 引渡し、受領、返却時の鑑定対象の保存状況及び方法。
5. 鑑定対象の引渡し側及び受領側の署名。

第48条 知的財産鑑定の見本採取

1. 鑑定組織又は鑑定者は、自ら鑑定見本（侵害要素及び保護中の知的財産対象である具体的な物件）を採取し、又は鑑定依頼者又は請求者に鑑定見本の提供を求めることができる。鑑定見本採取については、書面による記録を作成し、証明のために関連当事者が署名しなければならない。
2. 鑑定見本の引渡し、受領、及び返却については、本政令の第47条の規定を遵守する。

第49条 知的財産鑑定実施

1. 知的財産鑑定は、1名又は複数名の知的財産鑑定者により行われる。個人鑑定は、1名の鑑定者により行われる鑑定である。集団鑑定は、2名以上の鑑定者により行われる鑑定である。
2. 個人鑑定の場合、鑑定者は、鑑定の全部を実施し、自らの鑑定結論に完全な責任を負う。同じ専門分野に属する問題に関する集団鑑定の場合、それらの鑑定者は、共に鑑定を行い、共同鑑定結論文書に署名し、鑑定結論に関して共同で責任を負う。鑑定者間に異論のある場合、それぞれの鑑定者は、共同鑑定結論文書にそれぞれの意見を記述し、その意見に関する責任を負う。異なる専門分野に属する諸問題に関する集団鑑定の場合、それぞれの鑑定者は、それぞれの分野の鑑定を実施し、自らの鑑定結論に関して責任を負う。

第50条 追加鑑定、再鑑定

1. 追加鑑定は、鑑定を要する内容について鑑定結論が不明瞭かつ不十分である場合、又は明確化を要する事情が新たに発生した場合に行われる。追加鑑定の請求及び追加鑑定の実施は、初回鑑定の各規定を遵守する。
2. 再鑑定は、鑑定依頼者又は請求者が鑑定結果に満足しない場合、又は鑑定を要する同じ問題に関する鑑定の各結論が矛盾する場合に行われる。再鑑定は、鑑定依頼者又は請求者の要求に応じて、以前に鑑定を行った鑑定組織もしくは鑑定者、又はその他の鑑定組織もしくは鑑定者により行われる。
3. 鑑定を要する同じ内容について、初回鑑定結論と再鑑定結論が矛盾する場合には、他の鑑定組織又は鑑定者にさらに再鑑定を依頼し、請求することができる。

第51条 鑑定結論文書

1. 鑑定結論文書は、事案を解決するための証拠の一つであるとみなされる。
2. 鑑定結論文書は、下記の主要な内容を有しなければならない。
 - a) 鑑定組織又は鑑定者の名前及び住所。

- b) 鑑定依頼機関又は鑑定請求組織もしくは個人の名前及び住所。
 - c) 鑑定の対象、内容、及び範囲。
 - d) 鑑定実施方法。
 - d) 鑑定結論。
 - e) 鑑定の実施及び完了の期間及び場所。
3. 鑑定結論文書には、鑑定を行った鑑定者の署名が必要である。鑑定組織の場合には、鑑定を行った鑑定者及び鑑定組織の最高責任者の署名及びその組織の押印が必要である。

第52条 鑑定実施における禁止行為

下記の行為は、鑑定の実施に際して禁止される。

- 1. 鑑定拒絶事由に該当する場合に、鑑定を受理し、実施する。
- 2. 虚偽の鑑定結論を意図的に下す。
- 3. 鑑定を行う際に知りうる秘密情報を関連各当事者の許可なしに漏洩する。
- 4. 鑑定資格及び鑑定事業を私腹を肥やすために悪用する。

第53条 鑑定料金

依頼による知的財産鑑定の料金は、料金及び手数料に関する法律の規定に従うものとする。

請求による知的財産鑑定の料金は、各当事者の交渉による。

第7章 知的財産の国家管理

第54条 知的財産の国家管理統一原則

知的財産法の第10条及び第11条に規定する知的財産の国家管理事業の実施は、政府の共同指導の下にある目標、内容、及び措置に関する統一原則に基づき、各省庁、省庁レベルの機関、政府直轄機関、及び各級の人民委員会の明白な責任分担及び密接な協調に基づく。

第55条 科学技術省の責任

- 1. 科学技術省は、文化情報省、農業農村開発省、各省庁、省庁レベルの機関、政府直轄機関、及び各級の人民委員会と協調し、知的財産の国家管理統一を確保するために、下記の共通事業を行う責任を負う。
 - a) 知的財産権保護の戦略、政策、及び一般法律文書を制定し、公布し、又は公布するために権限ある機関へ提出し、その実施を組織する。
 - b) 知的財産法の第10条及び第11条並びに本政令に規定する国会及び政府により各省庁、省庁レベルの機関、政府直轄機関、及び各級の人民委員会に委ねられる任務の実施を監視し、督促し、及び検査する。
 - c) 知的財産権保護の事業の状況をまとめ、評価し、及び政府に報告すると共に、知的財産制度の効率性向上及び知的財産の国家管理統一の確保を図るために、具体的な政策及び措置を提言する。
 - d) 知的財産権保護の全般的な計画及び提案、知的財産権保護分野における国家管理機関間の調整措置を講じ、実施する。

- d) 知的財産の全般的な国際条約の交渉、締結、加盟、及び実施を行う。国際関係における知的財産に関する国家紛争問題の処理を提言する。
- 2. 本条の第 1 項に規定する全般的な事業の実施を主宰する責任の他に、科学技術省は、下記の責任を有する。
 - a) 産業財産に関する国家管理機能を直接的に実施し、産業財産に関する政策、戦略、及び法律文書と知的財産に関する全般的な政策、戦略、及び法律文書との統一性を確保する。
 - b) 政府により委ねられるその他の任務を実施する。

第56条 文化情報省の責任

文化情報省は、科学技術省と協調し、本政令の第 55 条の第 1 項に規定する任務を実施すると同時に、下記の任務を実施する責任を負う。

- 1. 著作権及び著作隣接権に関する国家管理機能を実施し、著作権、著作隣接権の政策、戦略、及び法律文書と知的財産に関する全般的な政策、戦略、及び法律文書との統一性を確保する。国家管理事業に関し、科学技術省に定期的に又は暫時に報告し、知的財産権保護を行い、首相へ報告するために、発生する問題を共同で解決する。
- 2. 政府により委ねられるその他の任務を実施する。

第57条 農業農村開発省の責任

農業農村開発省は、科学技術省と協調し、本政令の第 55 条の第 1 項に規定する任務を実施すると同時に、下記の任務を実施する責任を負う。

- 1. 植物品種の権利に関する国家管理機能を実施し、植物品種の権利の政策、戦略、及び法律文書と知的財産の全般的な政策、戦略、及び法律文書との統一性を確保する。国家管理事業に関し、科学技術省に定期的に又は暫時に報告し、知的財産権保護を行い、首相へ報告するために、発生する問題を共同で解決する。
- 2. 政府により委ねられるその他の任務を実施する。

第58条 各省庁、省庁レベルの機関、政府直轄機関、及び各級の人民委員会

各省庁、省庁レベルの機関、政府直轄機関、及び各級の人民委員会は、当該機能及び任務の範囲内で、科学技術省、文化情報省、及び農業農村開発省と協調し、下記の具体的な任務を実施する。

- 1. 本政令の第 55 条の第 1 項に規定する任務を実施し、政府及び知的財産国家指導委員会により委ねられる具体的な任務を直接的に実施する。
- 2. 知的財産法及び知的財産法の施行ガイドライン文書の規定を遵守した地方での知的財産の政策及び法律の実施を確保する。
- 3. 知的財産権の国家管理及び保護に関し、科学技術省に定期的に又は暫時に報告し、首相へ報告するために、発生する問題を共同で解決する。

第59条 知的財産国家指導委員会

首相は、知的財産国家指導委員会を設立することを決め、知的財産国家指導委員会の責任及び権限を具体的に規定する。

第60条 調整体制

- 1. 科学技術省は、文化情報省、農業農村開発省及び関連国家管理機関と協調し、知的財産の国家管理、保護、検査、監査、及び処分を実施する責任を負う。
- 2. 知的財産の国家管理機関は、知的財産権侵害行為処分権限のある機関の要求に、十分かつ適時に回答する責任を負う。

3. 知的財産の国家管理機関は、要求に応じ、監査及び検査のために、監査団体又は検査団体に参加する責任を負う。
4. 関連の各省庁は、毎年定期的に、又は知的財産国家指導委員会の要求もしくは国際的な要求に応じ、知的財産権保護の状況を報告する責任を負う。

第 8 章 施行条項

第61条 経過条項

1. 本政令に規定する発明の規定は、1995年に採択された民事法、及び1996年10月24日付産業財産の細則の政令第63/CP号、その追加、改正の2001年2月1日付政令第06/2001/ND-CP号の規定により保護される実用新案の侵害行為にも適用される。
2. 本政令に規定する地理的表示の規定は、1995年に採択された民事法、及び1996年10月24日付産業財産の細則の政令第63/CP号、その追加、改正の2001年2月1日付政令第06/2001/ND-CP号の規定により保護される商品原産地名称の侵害行為にも適用される。
3. 知的財産のその他の対象に対する本政令の規定の適用は、知的財産法の第220条の第1項及び第3項の規定に従うものとする。

第62条 政令の効力

本政令は、官報掲載時から15日後に発効する。

本政令の発行の前に公布された各文書の規定であって本政令に反するものは、廃止される。

第63条 施行ガイドライン提供の責任

1. 科学技術省大臣、文化情報省大臣、及び農業農村開発省大臣は、本政令の施行ガイドラインを提供するものとする。
2. 各大臣、省庁レベルの機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、及び中央直轄省・都市の人民委員会の委員長は、本政令を施行する責任を負う。

宛先

- 共産党中央秘書委員会常務
 - 首相、各副首相
 - 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
 - 省および中央直轄市の人民委員会および人民評議会
 - 共産党中央事務所、共産党の各部局
 - 大統領事務所
 - 民族評議会および国会の各委員会
 - 国会事務所
 - 最高人民裁判所
 - 最高人民検察院
 - 各組織および団体の中央機関
 - 政府事務所：担当大臣、各副担当者、政府のウェブサイト、実行委員会112号、政府首相の代表発言者、各局、各直属機関、公報
- 事務所用のファイル

政府の代表
首相
Nguyen Tan Dung
(グエン・タン・ズン)